



慶應義塾大学ビジネス・スクール

エベレスト電機 社内起業家 清水一郎氏と青山二郎氏の場合

5

日本を代表する大手電機メーカーのエベレスト電機は、バブル崩壊後間もなく社内ベンチャー制度を発足させた。社内ベンチャー制度とは、エベレスト電機の社員が新しいアイディアを会社へ提案し、事業提案者となり、エベレスト電機と共に新会社を設立する制度である。エベレスト電機では、研究・開発・技術者の挑戦意欲を引き出すために、この制度を用いて、新規事業の立ち上げ支援を行っている。

10

エベレスト電機の社内ベンチャー制度の概要は以下のとおりである。

- ①事業責任は、提案者が負う。
- ②事業提案者は、新会社の過半数株式(51%～66%)を保有し、エベレスト電機は会社の運営権を得られる権利の株式を取得(34%～49%)し、保有する。
- ③事業提案者は経営権を持つ創業社長となる。
- ④提案者は起業時に「エベレスト電機のベンチャー」というブランドを利用できる。
- ⑤事業提案者は、会社の設立手続き、設立後の諸届に関する支援、ビジネス展開における第三者との契約、等についてエベレスト電機の支援やアドバイスを受けることが可能である。
- ⑥社内ベンチャーとしての成功の評価方法として、3年目で黒字化という目標が課せられる。この条件が満たされれば成功、そうでなければ失敗と評価される。
- ⑦提案者は起業時に、一旦エベレスト電機を退職しなければならない。成功時には、株式をエベレスト電機に売却し、復職することも可能である。失敗した場合には復職は望めない。

15

20

本ケースは、慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程 25期生の岡安尚昭が渡辺直登教授の指導の下、作成した。本ケースに記述された企業および個人の意思決定や行動は、経営管理上の適否を例示することを目的としたものではない。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール(〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp)。また、注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/>。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法(電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない)による伝送も、これを禁ずる。

Copyright© 渡辺直登、岡安尚昭 (2004年作成、2009年6月改訂、2010年4月再改訂)